

第8回神奈川活性化サロン

テーマ「神奈川県県央地域における創業等の支援について」

◇ 平成30年10月12日開催

◇ ゲストスピーカー 白井 憲一 関東経済産業局 産業部 中小企業課 課長補佐

「経済産業省関連の創業支援施策」発表概要

○ 創業支援施策の政策目標（KPI）

- 創業支援施策の政策目標(KPI)は、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す」ことが掲げられ、その後も継続してKPIに位置付けられており、達成に向けて各種創業支援施策を講じている。
- 開業率は徐々に上昇しているものの、平成28年で5.6%と目標には及んでおらず、依然として欧米主要国と比べて低い水準となっている。

○ 創業支援施策における課題

- 日本においては、創業希望者に対する創業者の割合は海外と比較しても高い水準であるものの、創業希望者自体の割合が低い。
- これまでの創業支援施策は、開業率の上昇に直接資する施策を優先する観点から、創業に向けて具体的な準備を行っている者(創業準備者)向けの施策に集中し、創業に現在関心がない者(創業無関心者)向けの施策はあまり実施されてこなかった。

○ 創業促進のための取組み

- 産業競争力強化法の改正(平成30年7月9日施行)において、従前の創業を行おうとする者への直接的な創業支援に加え、創業に関する普及啓発を行う取組みが追加された。
- 市町村及び創業支援等事業者(認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、士業、NPO、民間企業等)が連携して行う創業支援等事業に関する計画(創業支援等事業計画)を市町村が作成し、国の認定を受けることで、認定を受けた市町村における事業者等は、支援措置(信用保証特例や事業者補助金等)を受けることができる。
- 創業支援等事業計画における創業支援等事業のうち、一定の要件を満たす事業を特定創業支援等事業と位置付けている。
- 特定創業支援等事業とは、市町村または創業支援事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことを言う。
- 現在の創業補助金は、計画的に創業を進める者に集中して交付する方針のもと、特定創業支援事業を受けた者に対して交付する仕組みとなっている。
- 創業普及啓発事業の具体例としては、学校での起業家教育や若年層向けのビジネスコンテストの開催、短期間で創業を体験できるプログラムの実施などが挙げられる。